

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成27年1月27日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成27年2月24日午前10時30分

2 公売（入札）締切日時

平成27年2月24日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成27年2月24日午前10時50分

6 開札の日時

平成27年2月24日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成27年3月3日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

9 買受代金の納付期限

平成27年3月3日午後3時00分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出でください。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

(別紙)

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 1 7

2 見積価額

1, 670, 000円

3 公売保証金

170, 000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区景勝町

地 番 56番16

地 目 宅地

地 積 43. 83m²

(2) 建物

所 在 京都市伏見区景勝町 56番地16

家屋番号 56番16

種類 居宅

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 43. 40m²

2階 44. 20m²

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、近鉄京都線「伏見」駅から南西方へ約0. 8km（道路距離）に位置する。

(2) 公売財産(1)は、間口（西側）約6. 7m、奥行約6. 8mのほぼ正方形地であり、西側が幅員約3. 3mの舗装私道（建築基準法上の道路でない）に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されている。

(3) 公売財産(1)は、現地測定による概測の結果、登記簿数量と比べ約4%の繩のびが認められる。

- (4) 公売財産(1)は、古地図等調査結果、公的資料等調査結果及び隣接地等調査結果から
は土壤汚染の可能性は否定できないと推定する。
- (5) 公売財産(2)の実際使用建蔽率は90%を超えており、基準建蔽率60%を超過して
いる。
- (6) 公売財産(2)の建築時期は昭和53年7月頃であるが、経年以上の摩滅・破損が認め
られる。また、維持管理の状態は不良である。
- (7) 公売財産(2)の目視調査においてアスベスト含有吹付け材の使用箇所は確認できなか
つたが、竣工時期から、鉄骨部の耐火被覆等の目的でアスベスト含有吹付け材を使用
している可能性は否定できない。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 準工業地域、指定建蔽率60%（用途地域による）、指定容積率200%，20m
第三種高度地区、日影規制（二）、準防火地域、町並み型建造物修景地区、屋外広告
物第6種地域
- (2) 公売財産(2)のバルコニー及び屋根の一部が西側私道に越境しているが、越境に関す
る覚書等の有無は不明である。
- (3) 公売財産(2)は平成26年12月現在、空き家であるが、動産等が残置されている。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)